



島根県報

令和3年9月3日（金）

第 240 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

【公 告】

砂利採取業務主任者試験の実施 (河 川 課) 2

【特定調達公告】

令和3年度「将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務」に係る随意契約の相手方等 (広 聴 広 報 課) 3

【正 誤】

令和3年6月15日付け島根県報第217号中 (森 林 整 備 課) 4

告 示**島根県告示第561号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

フーズマーケットホック大社浜山店 出雲市大社町入南608-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 長谷川 徹 安来市赤江町1448-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) フーズマーケットホック浜山店

(変更後) フーズマーケットホック大社浜山店

(4) 変更の年月日

令和3年8月1日

2 届出年月日

令和3年8月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和3年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和3年11月12日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚（うち1枚は受験票に貼り付けること。）

（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和3年10月4日（月）から同月18日（月）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和3年10月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、令和3年11月30日（火）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和3年9月3日

島根県知事 丸山達也

1 件名及び数量

令和3年度「将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマ制作・放送等業務」 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年7月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

将来の定住に向けたイメージ醸成事業 県民ドラマの制作・放送等業務受託コンソーシアム

代表者 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 田部 長右衛門 島根県松江市向島町140-1

5 随意契約に係る契約金額

87,007,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

正 誤

令和3年6月15日付け島根県報第217号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第419号中	川本町大字因原704-1、1012・1013-2・1030・1033-2・1035-5・1041 (以上6筆について次の図の示す部分に限る。)	川本町 (次の図に示す部分に限る。)